

（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業 事業内容等修正届出書に関する補足資料

＜補足資料内容＞

1	景観の調査地点について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	相沢川及び和泉川の環境配慮事項の修正について・・・・・・・・	5
3	北地区の想定施設と環境影響評価項目の選定について・・・・・・	7
4	供用時の光害対策について・・・・・・・・・・・・・・・・	8

令和4年9月

1 景観の調査地点について

景観については、主要な眺望地点から撮影した現況写真に、事業計画を基に公園施設を合成したフォトモンタージュを作成し、眺望の変化を予測するとともに、圍繞景観の変化について予測することとしています。

また、圍繞景観については、現況と事業計画を重ね合わせ、事業の実施に伴う物理的な場の状態や「見る」という行為（利用）の状態の変化とそれに伴う視覚像の変化の程度を予測する必要があります。

そのため、景観の調査地点は、現況の土地利用の特性（図 1.3）及び将来の施設配置計画（図 1.4）等を踏まえ、図 1.2～図 1.4 に示すとおり、方法書に示した地点に加え、現況の相沢川の谷戸地形をいかした生物の生息生育環境を保全・創出する地点（追加地点①）、対象事業実施区域が拡張された北地区を把握できる地点（追加地点②）として、2 地点を追加します。

<景観の現地調査について>

- ・調査地点： 周辺の公園、車道、林道、農道など周辺住民等が立ち入り可能な地点から、瀬谷市民の森等を背景とした対象事業実施区域の視認性や将来の施設配置計画を踏まえ、現況と将来の変化を的確に把握できる地点を選定する。
- ・調査時期： 自然性、利用性等の変化を把握できる調査時期を設定する。
- ・調査方法： 主要な眺望地点から現況写真を撮影するとともに、圍繞景観については、瀬谷市民の森や対象事業実施区域の場の状況等を把握するため、パノラマ写真を撮影する。



注1：令和4年8月2日撮影

図 1.1(1) 景観の追加地点①（現況の相沢川の谷戸地形）



注1：令和4年8月2日撮影

図 1.1(2) 景観の追加地点②（対象事業実施区域が拡張された北地区）

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

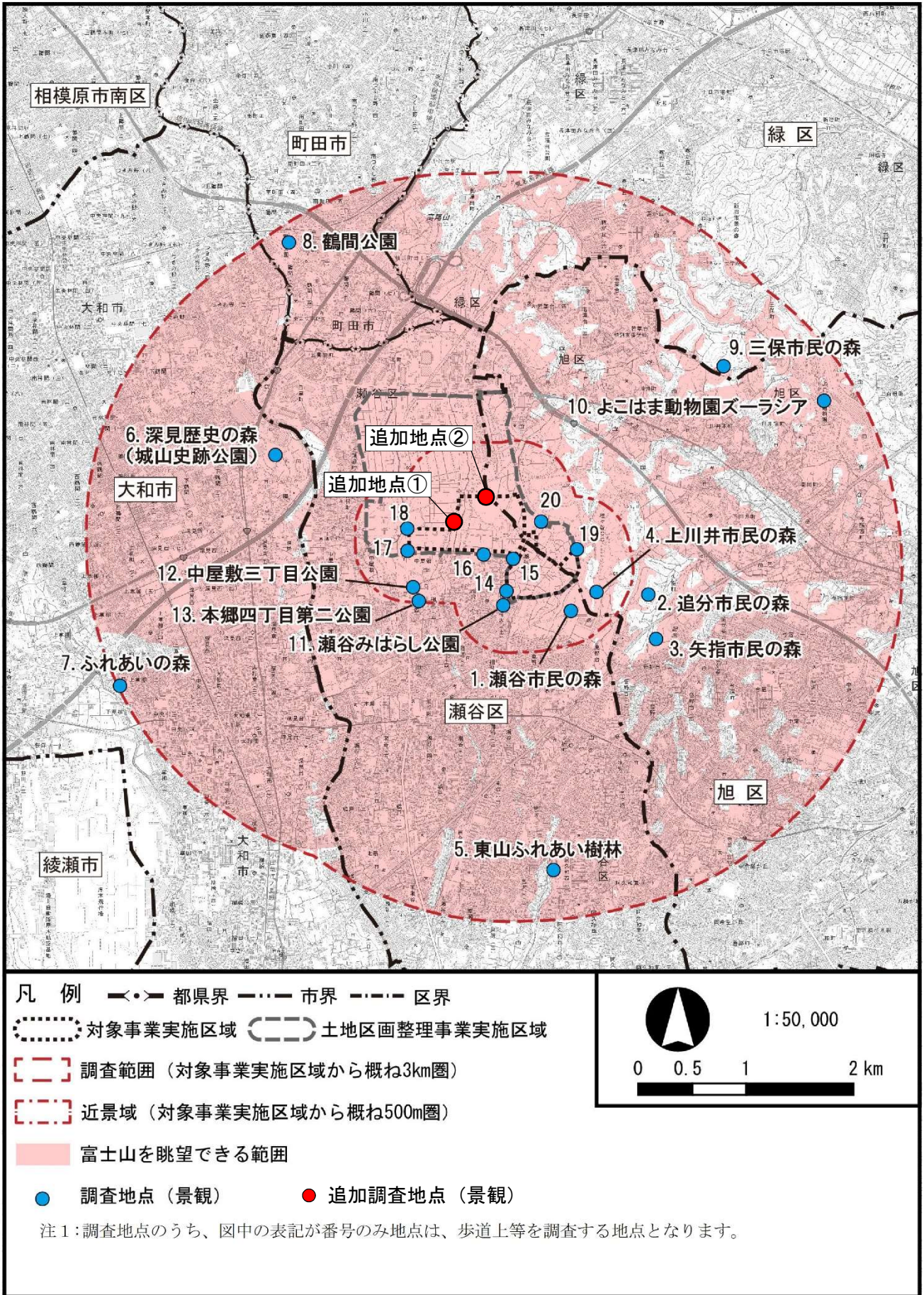


図 1.2 景観の調査地点図

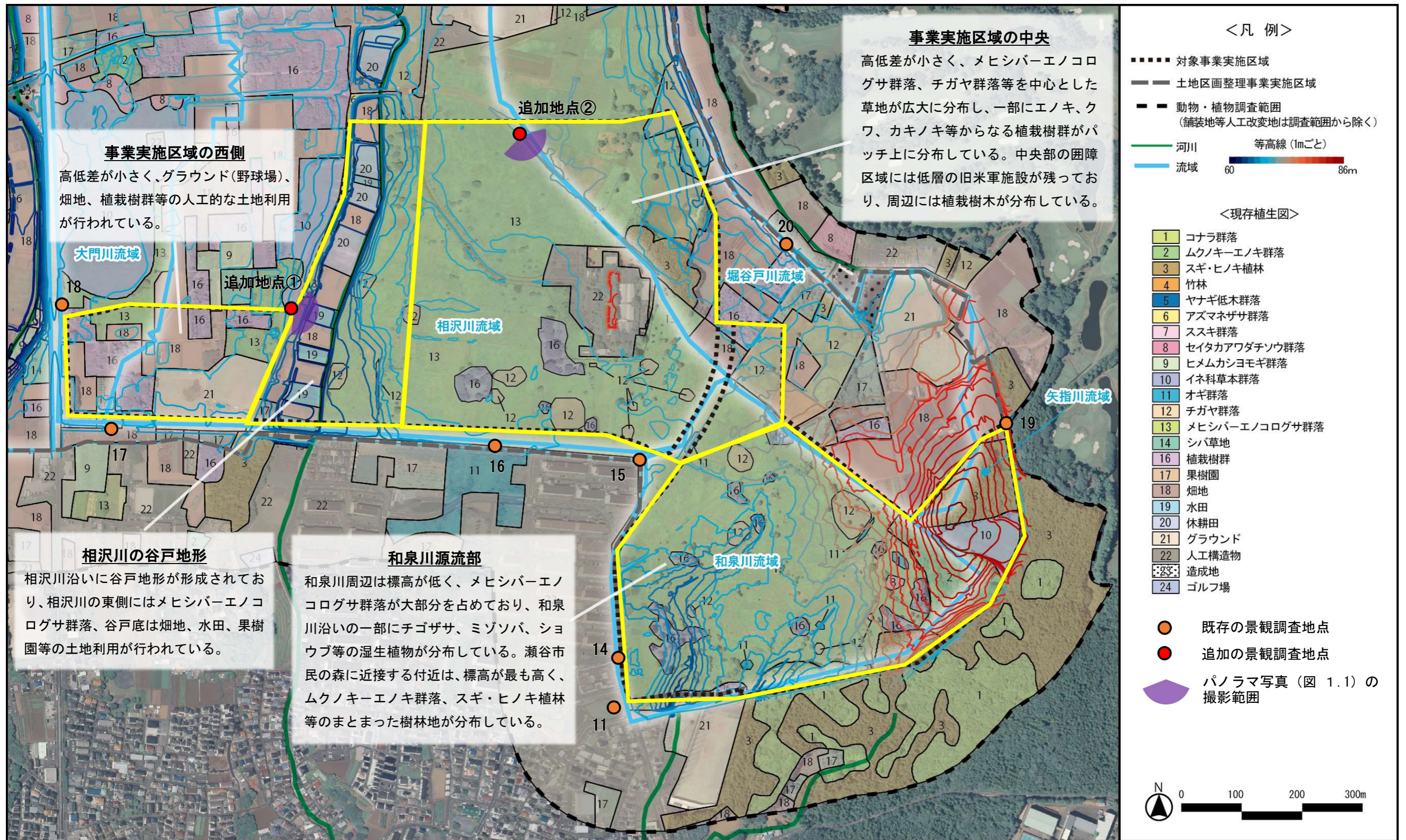


図 1.3 現況の土地利用及び景観調査地点



図 1.4 施設配置計画及び景観調査地点

2 相沢川及び和泉川の環境配慮事項の修正について

相沢川及び和泉川の環境配慮事項について、土地区画整理事業で実施される整備及び環境保全措置と本事業で実施する環境配慮事項を明確にするため、方法書修正届出書添付資料 p.1-22 を次頁のとおり修正します。

なお、相沢川及び和泉川において実施する具体的な内容については、準備書段階でお示しする予定です。

また、施設配置計画の環境配慮事項は下記のとおりで、イメージを図 2.5 に示します。

- ・相沢川は土地区画整理事業により土地区画整理事業実施区域の全域が暗渠化され、切り回しが行われる計画です。これにより、一部の生物の生息・生育環境が失われるため、本事業の対象事業実施区域において、土地区画整理事業で保全対象種の生息環境（湿地環境と草地環境）が創出される計画となっています。その際、暗渠化された相沢川から取水した水を放流し、活用することが計画されています。このような環境保全措置と併せて、本事業においても、対象事業実施区域内の現況の相沢川の谷戸地形をいかした生物の生息生育環境の保全・創出に努めます。
- ・和泉川源頭部には、現況の地形や自然豊かな環境をいかし、動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池 4）の整備と保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）の創出が土地区画整理事業により行われます。このような環境保全措置等と併せて、本事業においても源頭部の環境をいかした生物の生息生育環境の保全・創出に努めます。なお、地上式調整池（調整池 4）の詳細な位置は図 2.6 に示します。
- ・土地区画整理事業で整備・創出する動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池 4）及び保全対象種の生息環境が、災害時の活用エリアと重ならないよう配慮します。
- ・運動施設やアウトドア体験施設等は西地区及び北地区に配置し、瀬谷市民の森等と隣接する東地区は、それらの樹林地との連続性に配慮した樹林地の保全や緑地の創出を行います。併せて、既存樹林地との林縁部は現況を保全するとともに、園路については人との距離が適切に確保されるよう計画します。
- ・既存の樹木や地形、表土の活用などを考慮した施設整備を行います。特に、北地区は、草地を主体としながらも比較的まとまって樹木が存在していることから、これらをいかし、さらに新たな緑の創出をしながら施設整備を行います。
- ・雨水浸透貯留・水源涵養など流域を踏まえた水循環の推進に配慮します。



図 2.5 環境配慮事項イメージ図

注 ■：方法書修正届出書添付資料からの修正事項

3 北地区の想定施設と環境影響評価項目の選定について

(仮称)旧上瀬谷通信施設公園については、令和2年度に行った市民意見募集などを踏まえ、令和3年5月に基本計画(原案)を策定し、具体的な公園施設等について検討を進めてきました。その後、土地区画整理事業において、地権者の皆様との調整を進め、計画を深度化し、国有地の換地先を整理した結果、「相沢川や、和泉川源頭部など自然環境の一層の保全・創出」、「レクリエーション等のニーズに対応した施設の充実」、「国際園芸博覧会のレガシーの確実な継承」などの理由から、公園区域を北側に拡張することとし、令和4年6月に公園基本計画(案)を策定しました。

本事業で整備する公園は都市公園法で規定する都市公園に該当し、表3.1に示す都市公園法(昭和31年4月 法律第79号)で規定された「公園施設」を設置することとなります。

表 3.1 都市公園法における公園施設の種類(都市公園法第2条)

1	園路及び広場
2	植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの
3	休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの
4	ぶらんこ、滑り台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの
5	野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの
6	植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの
7	飲食店、売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの
8	門、柵、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの
9	前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの

拡張した北地区も都市公園であるため、一般論としては法律上、表3.1の公園施設が設置可能ではありますが、この公園基本計画(案)においては「自然と共生しながら賑わいを創出する地区として樹林などの新たな緑を創出しながら、アウトドア体験施設や飲食・物販施設などを想定し、公民連携による整備を積極的に実施する。」と位置付けています。現時点では、他都市の事例などから、グランピングやキャンプ、アスレチック体験などのアウトドア体験施設、そして、地産地消を活用した飲食物販施設などが可能性あるものとして、これらを想定して環境影響評価の手続を進めています。

北地区の施設については、今後、民間企業に対しサウンディング調査を行い、事業提案を受けるなど、公民連携による検討の中で具体的な施設を決定しますが、その過程では、公園基本計画(案)に示す事業特性や地域特性及び修正届出書添付資料p4-7以降「表5.3環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由」に記載の事項、例えば事業排水は公共下水道に接続すること、高層建築物は建築しないこと等を踏まえることから、現在選定していない環境影響評価項目に負荷は生じない想定です。

したがって、評価項目の選定については、北地区の整備も含め、環境影響評価項目の選定・非選定を修正届出書添付資料p4-5「表5.2環境影響要因と環境影響評価項目の関連表」に示すとおりであり、環境影響評価項目の追加はないと考えています。

4 供用時の光害対策について

本事業では、屋外スポーツ施設等に照明設備の設置を想定しており、「生物多様性」の予測において、供用時の照明設備の使用による動物、植物、生態系への間接的影響の程度を予測することとしています。

一方、光害は野生動植物だけでなく近隣住居への侵入光、近接道路の通行車両や通行人への障害光等の影響も想定されることから、人や動植物、夜空の明るさ等に及ぼす影響に配慮した照明設計を行います。

具体的には、屋外スポーツ施設及び駐車場等に設置する照明灯の設計にあたっては、「光害対策ガイドライン」（環境省）も踏まえ、適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を検討し、夜間の安全な利用とともに、光害を可能な限り抑制します。また、対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことで、照明設備の使用による対象事業実施区域外への光漏れを軽減するなどの配慮を検討します。